

ちゅうおう

区議会だより

No.211

平成25年(2013年)8月1日
発行 中央区議会
中央区築地一丁目1番1号
電話 3543-0211(大代表)
中央区議会ホームページ
<http://www.kugikai.city.chuo.lg.jp/>

第二回定例会

6月25日～7月3日

中央区子ども・子育て会議

条例など11議案を可決

全員協議会による石巻市視察

5月23日・24日の2日間にわたり、全議員で宮城県石巻市を訪問し、復興状況を視察しました。



▲日和山から見た津波被害地区

▼旧門脇小学校



▶石巻市役所にて



平成25年第二回区議会定例会は、6月25日から7月3日までの会期9日間で開かれました。

今回の定例会では、各会派議員による一般質問が行われたほか、区長から提出された条例の制定・一部改正、工事請負契約など9議案を原案のとおり可決しました。

続いて、議員提出議案3件のうち、2件を原案のとおり可決しました。さらに、人権擁護委員の候補者の推薦について同意しました。

第一日(6月25日)

開会初日は、議席の変更を行った後、会期を決定しました。

続いて、各種委員会の委員長から第一回定例会以降の委員会における審査の内容や経過の中間報告があり、これを了承しました。

また、特別区競馬組合議会等議員から、特別区競馬組合議会、東京二十三区清掃一部事務組合議会及び東京都後期高齢者医療広域連合議会の経過と結果の報告があり、これをそれぞれ了承しました。

このほか、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者として、原田賢一議員を推薦する議案を可決しました。

第二日(6月26日)

この日は、中央区議会みんなの党の議員2人、民主党区民クラブの議員1人、新生自民党の議員1人から区行政全般にわたっての一般質問が行われました。

第三日(6月27日)

この日は、中央区議会自由民主党議員団の議員1人、中央区議会公明党の議員1人、日本共産党中央区議会議員団の議員1人から区行政全般にわたっての一般質問が行われました。

続いて、「中央区子ども・子育て会議条例」など9議案が上程され、その

の審査について、企画総務委員会等所管する各常任委員会にそれぞれ付託しました。

(28日から7月2日は休会)

第四日(7月3日)

最終日のこの日は、区長から提出された条例の制定・一部改正、工事請負契約など各常任委員会それぞれ審査した9議案の審査の経過と結果の報告を各委員長から受けた後、「中央区子ども・子育て会議条例」など9議案については、全員賛成でそれぞれ可決しました。

続いて、人権擁護委員の候補者の推薦については、森川伸吾氏を推薦することに同意しました。

次いで、意見書1件を全員賛成で可決しました。

最後に、各種委員会に審査を付託中の事件や請願について、議会閉会中も継続審査することを承認して議事を閉会しました。

本号の紙面

- 第二回定例会のあらまし
.....(一面)
- 一般質問と答弁の要旨
.....(二面～五面)
- 議案等の審議結果
- 委員会活動
- 中央区附属機関等議会選出委員及び評議員
- 意見書
- 請願・陳情の提出方法
.....(六面)



中央区議会みんなの党
田中 耕太郎議員

★ 保育所施策の充実を問う

問 (1)待機児童の具体的定義は。(2)最新の待機状況は。(3)待機児童の今後の推移と解消策は。(4)都が導入する「東京スマート保育」、区の見解と導入検討は。(5)民間事業者への保育所参入促進と保育サービス向上への課題と対策は。

区長 (1)認可保育所に入所できなかった児童のうち、特定の保育所を希望する児童、認証保育所入所児童及び家庭福祉員による保育を受ける児童等を除く数。(2)本年4月1日現在193人。(3)乳幼児人口の増加傾向から、待機児童の増加が想定されるため、9月と平成26年4月に私立認可保育所を、10月に「京橋こども園」を開設。(4)3歳児未満が対象の有効な事業だが、区は3歳児以上の申込者数も増加傾向にあるため、認可・認証保育所を中心に拡充を検討。(5)参入促進策として家賃助成や運営費助成を既に実施。また、各園の実態把握と指導・助言等による保育の質と透明性確保のほか、保育士の研修参加等人材育成に努めている。

問 区内の企業内保育所の実態把握と地域等への貢献を前提に支援する考えは。

区長 8つの事業所内保育所に一般利用枠はないが、本年度、都は区定員枠を確保する場合の助成制度を開始。今後、区は事業所に受入れ意向を確認し、適合施設か否か調査の上、活用を検討する。

問 災害時の乳幼児・保護者への支援と保育園を活用した備蓄や災害対応拠点の充実について見解は。



区長 保育所には職員・園児分の備蓄があり、防災拠点には乳幼児世帯優先居室の設置や粉ミルク等生活必需品を備蓄している。

★ 区のIT戦略を問う

問 (1)区の総合的なIT戦略の現状と将来ビジョンは。(2)都と基礎自治体で共同構築予定の行政情報の災害時バックアップの検討状況は。

区長 情報化基本方針に従った電子区役所の構築について、平成27年度の社会保障・税番号制度導入に伴い、一層の区民の利便性向上と行政運営効率化を目指す。(2)都外のデータセンターを利用した災害時のバックアップ体制を整備済み。

問 (1)SNSを活用した情報発信の現状、今後の展望及びマーケティング観点からのフェイスブック導入は。(2)区民向けアプリの活用方法等を検討し、導入を目指すべき。

区長 (1)2区は情報発信にツイッターを導入。今後も、フェイスブック等SNSやアプリの活用も含め、区民と情報共有する仕組みを研究する。

★ 東京の自治のあり方を問う

問 (1)特別区制度改革と都区のあり方について区の基本的考え方等は。(2)東京の自治のあり方研究会中間報告への見解は。(3)中間報告で提言された事務共同処理制度等に対する区の今後の取り組みは。

区長 (1)2都が処理する市町村事務の範囲や財源配分など未整理の課題がある。中間報告を経て、課題解決への議論の土台が整うことを期待。(3)広域処理がふさわしい事務等については、必要に応じて特別区間の連携を働きかける。

中央区議会みんなの党
青木 かの議員

★ 子宮頸がんワクチン積極的勧奨の一時中止を問う

問 (1)これまでの接種対象者数及び年度別のワクチン接種割合は。(2)



対象者への勧奨方法。(3)接種後の副反応に対する医療機関の報告義務は。

区長 (1)平成22年度対象者は948人、うち1回以上接種した人は554人で接種率は58・4%。23年度対象者は930人、うち接種者は315人で接種率は33・9%。24年度対象者は373人、うち接種者は151人で接種率は40・5%。(2)予診票を個別郵送し、接種の有効性等を周知。また、副反応と思われる症状に対しては医療機関や区に相談することなどを情報提供してきた。(3)病院・診療所の開設者や医師には、予防接種法に基づく厚生労働大臣への報告義務がある。

問 (1)国の子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を控える勧告を受けた今後の区の対応は。(2)接種は1回目から半年以内に2回目、3回目の接種が必要だが、1回目、2回目の接種を終えた対象者への対応は。

区長 (1)各医療機関への情報提供やホームページで周知したほか、文書等により接種対象者への情報提供も実施している。今後も引き続き、分かりやすい周知に努める。(2)国は今回の勧告により、接種間隔を守れない対象者が不利益にならないよう対応するとしている。区は国の方針が示された時点で、内容を速やかに対象者へ周知する。

問 子宮頸がん予防のための検診は有効と考えるが、(1)これまでの検診受診率向上策は。(2)平成25年度予算に計上している受診者数8200人の算出方法は。

区長 (1)平成22年度から順次、受診勧奨年齢を20〜40歳の偶数歳の方

から78歳まで拡大してきた。また、23年度には、前年度未受診の奇数歳の方も受診対象に加えた。特に、20〜34歳の方へ通知する際は、受診勧奨パンフレットを同封している。24年度からは、受診開始月から4カ月間未受診の方へ再通知を開始。また、検診チラシの町会配布や集合ポスター掲示、「ブーケまつり」でのがん検診コーナー設置などの機会を利用し啓発を図っている。(2)予測対象者に過去の実績に基づく想定受診率を乗じて算出している。

問 今回の勧告を受け、検診受診率向上への新たな取り組みは。

区長 過去2年間未受診の一千人を抽出、未受診の理由等をアンケート調査し、効果的な勧奨方法を検討するほか、受診しやすい環境整備などを医師会と協議していく。

問 子宮頸がんワクチンの平成25年度の接種単価の算出根拠と内訳は。

区長 単価は、都・特別区・都医師会の協議で決定。単価16590円(23区同一単価)にはワクチン代、初診料、注射料、生物製剤加算などが含まれ、保険診療単価等を根拠に設定されている。

問 子宮頸がんワクチン予防接種を実施する医療機関への区の指導は。

区長 予防接種は中央区・日本橋医師会に委託し、区が開催の説明会及び各医師会が実施する研修会を受講した医療機関が実施できる。区は、両医師会と連携し、副反応やその発生時の適切な報告などを医療機関へ適宜周知し、被接種者の安全・安心の確保に努める。

民主党区民クラブ
渡部 博年議員

★ 防災対策を問う

問 多くのマンション居住者が安心して住み続けるためのマンション防災マニュアルについて、マンシヨ

ン全体における現在の策定状況は。

区長 規模が大きく合意形成が比較的難しい超高層マンション46棟を中心に年間3棟を目標とし、現在策定中を含め14棟、約30%となっている。マンション全棟でのマニュアル作成は将来の課題であり、当面は減災目標の達成に努める。

問 防災マニュアル策定過程で、高層マンション居住者全体に自宅待機する点を再確認することが重要。住民コミュニケーションの確立も必要と考えるが見解は。

区長 マニュアル作成時に、高層マンションの特性や災害時に住民同士が助け合う共助の仕組みの重要性を訴えるとともに、他の防災訓練の事例をもとに意見交換等を実施している。こうした取り組みにより、マンション内での顔の見える関係がさらに深まるとともに、継続的に防災訓練を実施することがコミュニケーション形成の一助になると考える。

区長 (1)まちづくりは、中長期的展望と広い視野のもと地元主体で取り組むべきもので、区はその実現に向け、地元協議の結果を踏まえその地域の将来像を描くことが大切と考える。(2)長い間変更されな

かったことにより、社会経済状況が大きく様変わりし、計画と現状が乖離した。都に対して土地利用の見直しや公共施設整備など課題を整理し、地元の意向を踏まえた上で責任を持って将来計画を提案するなど、豊晴計画の改定に向け積極的に取り組む。



問 各マンションの自治防災組織の中には、取り組みの違いや参加者の高齢化・固定化のほか、実態が伴っていない組織がある。こうした状況にある自治防災組織の今後のあり方について見解は。

区長 マンション内の管理組合と自治会の連携が図られるよう、防災マニュアル策定のためのアドバイザー派遣など支援をするほか、起震車や地震体験シミュレーターなど若い世代が参加しやすい工夫を行っている。また、町会・自治会、

防災区民組織とマンション管理組合との合同訓練など各地域の特性に合わせた防災訓練が実施されている。今後とも、さまざまな訓練や支援により、地域の多様な防災活動が活性化するように積極的に取り組む。

★ 地域と共につくるまちづくりを問う

問 (1)中央区のまちづくりは、オリピックなどの外的要因により影響を受けていると感じるが、左右されないために何が必要か。(2)「豊洲・晴海整備計画」において、都はなぜ長期間実情に沿った変更をしなかったか見解は。

区長 (1)まちづくりは、中長期的展望と広い視野のもと地元主体で取り組むべきもので、区はその実現に向け、地元協議の結果を踏まえその地域の将来像を描くことが大切と考える。(2)長い間変更されなかつたことにより、社会経済状況が大きく様変わりし、計画と現状が乖離した。都に対して土地利用の見直しや公共施設整備など課題を整理し、地元の意向を踏まえた上で責任を持って将来計画を提案するなど、豊晴計画の改定に向け積極的に取り組む。

問 中央区の交通網について、大江戸線の勝どき駅の現状から、LRTを含め、しっかりとした交通網整備が必要と考えるが、今後の進め方を含め見解は。

区長 基幹的交通システムは、先行的に導入するBRTの運行開始(平成28年度)に向け、今年度は周辺交通への影響や荷捌き対策等について、道路管理者、交通管理者、地元等関係者と協議し検討する。合わせて、江戸バスは南北二つの路線を繋ぐ新路線など運行の改善を検討する。今後とも、「中央区総合交通計画」に位置付けられた各種施策を、関係者と協力して着実に実施することで、区内公共交通、



の充実を図る。

☆ **マイナンバー制度と区の業務改善を問う**

問 過去に区が導入したコンピュータシステムでは、行政窓口業務の永遠の課題である「ワンストップサービス」が大幅に改善されたとは思えない。(1)今後のマイナンバー制度導入時には、組織体制も含めた改善策づくりが必要では。(2)各窓口業務の改善を進め、システム導入時には完了していることが重要と考えるが、改善方法や情報収集のあり方は。

区長

(1)(2)社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に向け、当面のシステム整備における課題抽出や制度導入を契機とした事務改善の検討資料とするための実態調査を進めている。今後、こうした調査結果に加え、国や他自治体の動向等も踏まえ、個人情報保護への配慮やシステム構築に当たつての費用対効果等を勘案しながら、制度導入が区民の利便性向上に資するものとなるよう、全庁的な検討を進める。

問 今日、各部にまたがる施策が多く、業務改善には関係各部の連携と職員の人材育成が重要と考える。ワンストップサービスをこれまで以上に進めていくため、接遇の向上や区施策の理解度を深めるべき。

区長

区では、これまでも随時関係部署による会議体を設け、情報の共有化を図り、課題解決に取り組み、また、各部署口担当職員による接遇マニュアルの策定などにより、人材育成の面においても大きな成果をあげている。

今後も引き続き、日々の職務や研修を通じ、職員一人一人の接遇の向上や意識改革を図り、組織の横断的な協力体制を構築しながら、区民の求めに真摯に応え、的確に対応できる職員の育成に努める。

☆ **築地新市場を問う**

問

(1)都市整備公社評議員会で築地新市場の運営に中央区都市整備公社がかかわると説明があったが、具体的には。(2)新市場への入居業者の選択にあたり、築地の食文化の継承、多品種でプロに通用する市場とするため、市場内各業界団体に對してどのような情報提供をしてきたか。(3)新市場ですべての品揃えを可能とするための選定基準の基本的考え方は。

区長

(1)新市場の運営については、整備目的に照らせば、民間事業者としての経営的視点とまちづくりのノウハウが必要であることから、一般財団法人中央区都市整備公社の活用も有効と考えている。(2)入居者は、プロの料理人が求める上質の食材を揃えられる仲卸業務経験者が最適と考える。このため、仲卸業者団体に対し、「先行営業施設開設準備協議会」の検討状況等を説明するなど情報提供に努めている。(3)事業規模を始め、品揃えなど多角的な視点から総合的に評価することが入居者選定の基本的考え方である。なお、都とは現在、今後のスケジュールや募集に向けた課題等について協議している。

新生自民党

富永 一議員

☆ **中央区のまちづくりを問う**

問

(1)中央通りや晴海通り等と交差する昭和通りには、渋滞解消のためのアンダーパスが多く、道路を挟んだ西側と東側の往来が大変不便。幅員が大きな幹線道路で地域を分断している昭和通りと日本橋さくら通りの一本化を。(2)交通量が少ない首都高上野線は、地震による危険からの回避や高速道路を挟む両地域の一体化のため、地元地域等から路線撤廃の声が年々大きくなっている。路線撤廃の決定は国の判断によるが、本区の考えは。

区長

(1)日本橋さくら通りとの交差

点付近はアンダーパスの取り付け部で、交差する幹線道路の交通量から、アンダーパスを撤去しての平面的な交差点化は困難。日本橋二丁目で大規模再開発が計画されることから、地域の一体化が図れるよう歩道橋のバリアフリー化等を都に要請していきたい。(2)首都高上野線は地域を分断し、ま

問

急激な住民増加と健康ブーム等で自転車利用者は想定以上。商業地域と居住地域が密接しており、自転車利用はもつとも手軽で便利な交通手段だが、同時に駐輪場がないため利便性を活かしきれない。地代の高い本区では駐輪場整備の一番の課題が用地の確保。限られたスペースで最大限自転車を収納できるタワー式の最新駐輪場は数秒で入出庫でき、損傷や盗難を防ぎ、放置自転車対策にも十分有効。都心部における駐輪場対策の本区ならではの最先端の取り組みとしてアピールできる。(1)今後の商業地域の駐輪場整備への考えは。(2)「本の森ちゅうおう」の建設にあたり、タワー式駐輪場を区内モデルとして整備することは可能か。

区長

(1)これまで区内16の駅周辺に19カ所の駐輪場を整備したが、東京駅前や銀座、日本橋の商業地域等で放置自転車がも多く、対策は急務である。タワー式駐輪場は利便性や防犯性等に優れるが、都心に位置する本区は用地確保が難しく、整備費用も高額になるなど課題がある。今後は都と連携を図り、広幅員の歩道上への整備や、まちづく

り基本条例を活用した民間敷地での整備を推進する。(2)「本の森ちゅうおう」の来館者の利用を想定し、利用者や車両の動線、植栽の配置、入り口部分の外観等を考慮、平面式を予定している。施設開設後の利用状況を踏まえ、駐輪場が不足の場合には必要な対策を検討する。



☆ **コミュニティ同士のコミュニケーションを問う**

問

本区の定住人口が年々増える中、地域活動への参加者も増え、協働ステーション中央には地域貢献や福祉ボランティア、趣味の会など現在11の団体が登録。登録団体以外にも若い世代の先進的なパワーと町会が一つになり、地域を盛りあげる会、地域の文化や伝統を地元の人の話から学ぶ会など、多くのコミュニティが存在する。本区のホームページは「トップページ」より「地域参加」まちの団体・組織を通じて「協働ステーション中央」と進み、開かれたページは堅い内容。区民に生活を楽しくでもらうため、気軽にコミュニティに参加できるきっかけづくりにふさわしいサイトづくりが必要と感じる。活発に活動しているコミュニティをもっと結びつけ、区民同士のコミュニケーションを広げる機会を作っていたきたい。20年後、30年後の本区を背負って立つ世代の結びつきについて、協働ステーション中央のホームページ活用等を含めて考えは。

区長

真に活力に満ちあふれたまち

としての発展には、若年層の地域活動を通じたコミュニケーションの輪を広げることが重要である。協働ステーション中央では、地域で社会貢献活動を行う団体を紹介し相互の交流を促す「見本市」等のイベント開催や、団体間のコーディネートにも取り組み、若い父親が活動する団体同士の交流も実現した。今後は企業の社会貢献活動への参加機運の高まりを踏まえ、企業間ネットワークの構築にも積極的に取り組む。さらに団体の活動情報を掲載する協働ステーション中央のホームページと社会貢献活動情報サイトについて、各団体間の交流がさらに促進するよう、内容の充実、工夫に努める。

☆ **ご当地ナンバーを問う**

問

国土交通省が開始した富士山など独自の地名を定められる「ご当地ナンバー」制度。登録申請条件は、地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区別された一定のまとまりがある地域で、一般に広く認知された地域であること、自動車登録台数10万台を超えていること等。本区は4万台だが財政規模など経済上では全国トップクラスで、銀座や日本橋など世界に通用する地名もあり、中央区をさらにアピールするチャンスだが。

区長

江戸以来の歴史・伝統と洗練された都市活動が融合する本区での地域振興や観光振興を目的とするご当地ナンバー導入は、地域のアピールや愛着心向上に大いに有効であると認識しているが、導入基準にはさまざまな制約があり、現時点での導入は困難な状況。今後も引き続き区民、町会等の幅広い気運の高まりや国の動向等を注視し、導入に向け検討を進める。

☆ **区民憲章を問う**

東京では品川区など23区中9区が区民憲章を制定している。全国でも珍しい定住人口増の本区でも

区民全員が中央区民として誇りを持ち、共通意識のもとに暮らすために区民憲章を定めるべきと考え。制定に関する考えは。

区長

区民憲章は区民だれもが共有できる区のあるべき理想の姿や行動規範などを区民主体で定めるもの。平成10年に20年後の将来像を描いた「中央区基本構想」は区と区民のまちづくりの憲章であり、区民や関係者の参画のもとで本区の将来像が検討・共有されてきている。区の将来像等を改めて区民憲章の形で表すことは現在考えていないが、すべての区民に誇りや愛着を持って住み続けていただく区政のあり方については、幅広い議論が必要と考える。

中央区議会自由民主党議員団

鈴木 久雄議員

☆ **「基本計画2013」を実行するための事務事業の見直しを問う**

問

基本計画2013において今後重要なことは、10年後を見据えて示された区の目指すべき目標と道筋をどのように実現するかである。本年2月の基本計画策定に合わせ示された「強固な財政基盤堅持に向けた当面2カ年の重点取組指針」に掲げる行財政改革の着実な推進を期待している。

新計画のスタートと軌を一にして、行政評価を通じた事業の見直しや歳入確保にも着手し、先般、歳入確保策として取り組む使用料等の受益者負担も評価対象を絞ったが、区の刊行物、学童クラブ、保育所・幼稚園の保育料、駐輪場利用料など7項目の使用料等の見直しについて、現時点でどのような方向性をもっているか。

区長

これまで「重点取組指針」に基づき、すべての使用料等を、受益と負担のバランスや23区内の水準などの観点から調査・点検し、今後のあり方を検討する必要がある

もの7項目を評価対象に選定した。

今後、区民サービスの安定的な供給や財政の持続性等の観点から

どうあるべきかを検証し、区民生活への影響も見定め、見直しの可否を検討する。その上で、家計を

考慮したより適切な保育料の負担水準への見直しや周辺区の動向等を踏まえた適正な道路占用料の設定、区の刊行物の有償化など、で

きる見直しから順次実施していく。

問 基本計画に盛り込まれた区民が切望するさまざまな施策の実現に

は、時として区民が歓迎しない見直しも必要となる。その際、なぜ見直しが必要かの説明が重要と考えるが、見直し基準など区民に対してどのような方法でわかりやすい説明を行うのか。

区長 見直し項目の現状や結論に至った理由、見直す場合の時期やプロセスなどを区民に示し、課題も

丁寧に説明することが重要と考えている。今後、こうした観点での評価結果についてパブリックコメントを実施、見直しの際には区民等の理解が得られるよう予算計上前、予算確定後の各段階で丁寧に周知するなど、区が目指す方向性や問題意識を区民と共有できるように取り組む。

問 他区では削減目標を全面に掲げ、

区民サービスを大幅に見直している例も見られ、本区も今後の財政状況によっては、削減目標額を掲げた上で、区民サービスの大幅な見直しを進める事態も想定される。今後2カ年の重点取組指針に掲げた各種取組みにおいては、削減目標額を掲げるつもりか、また見直しにより何を指すのか。

区長 健全財政を維持している本区では、現時点で具体的な削減目標額を掲げる考えはないが、この2カ年における集中的な取り組みを通じて「計画・実行・評価・見直し」という区政マネジメントサイ

クルを確実に実践し、将来にわたり持続可能な財政基盤の堅持へつなげていく。

問 基本計画2013の実現に向けた重要な視点に民間活力の活用がある。区が計画している「本の森ちゅうおう」は、図書館をベースに

子育て世帯から高齢者までのあらゆる区民の生涯学習、交流、居場所等のニーズに応えるもので、成否はいかに行政の縦割りの垣根を越え、柔軟な発想や経営感覚のもとで運営されるにかかっている。

区は「本の森ちゅうおう」を一括して指定管理者に委ねる基本方針を示しているが、これを機に事業計画策定等や他の図書館も一括して任せるなど、民間の知恵や工夫、経営ノウハウが最大限に引き出せる運営形態をとるべきと考えているが見解は。

教育長 「本の森ちゅうおう」は、「労働スクエア」跡地の立地条件を最大限に活かし、京橋図書館を核に郷土資料館や生涯学習、文化・国際交流施設の機能を融合させ、

高齢者のいきがい施設「敬老館」を設置することで、多様な目的で訪れる区民等に出会い・発見・交流の場を提供する、延べ一万九千平方メートルの広さを有する生涯学習の拠点施設である。

こうした大規模複合施設が目指す相乗効果を最大限に活かし、質の高いサービスを提供するには、各部門が行政の枠組みにとらわれない組織横断的・総合的な事業展開が必要となる。そのためには、民間の豊かな経営ノウハウや旺盛な活力をいかにせる指定管理者制度の導入が不可欠と考える。もとより、設置者の区が直接執行すべき業務や指定管理者のチェック機能等行政の責任は重要であり、できる限り指定管理者に任せることを基本に、区と指定管理者の具体的な役割分担を含めた事業執行体制

について、現在検討している。また、図書館機能については、中央館と2つの地域館の一体的運営が区民サービスの向上につながると考え、日本橋・月島両図書館も同時に指定管理者を導入する。



☆ 教育問題を問う

問 「ゆとり」等を掲げて進められた学習指導要領の改訂や授業時間の削減は、国際的な学力調査の結果に代表される学力低下を招き、その批判から、今回の学習指導要領の改訂で内容の充実と授業時間の増加に方針が転じている。

前回に比べ、総時間数は増加したが、たとえば、中学校の国語の授業時間数は十分でないと考え、各種の学力調査で子どもの読解力低下が指摘され、言葉を駆使した表現力やコミュニケーション能力の不足も問題視されている。今回の学習指導要領の改訂の趣旨である「じっくり繰り返し学ぶ」時間が保障されてこそ、子どもたちに必要な力が身に付くと考える。(1)小学校で新学習指導要領が完全実施となつて数年が経った現在の土曜日の教育活動を含めた実施状況はどうなっているのか。(2)子どもたちに確かな学力を保障する観点から、教育委員会として今後の「土曜授業」をどう考えるのか。

教育長 (1)基礎学力向上対策のひとつとして、全区立小・中学校で希望者を対象に補習を行う土曜スクールを平成18年度に開始。22年度

からは、中央区教育振興基本計画に基づき、広く教育活動を公開する「土曜学校公開」を土曜授業として位置付け、小学校で年5日、中学校で年2日を目安に各学校で実施。23・24年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな学習活動に必要な授業時間数を確保するため、土曜スクールを廃止し、土曜授業に一本化した。実施日数を中学校で年10日に充実させ、公開部分の限定も可能にした。

また、学習活動の集大成である運動会や学芸会、音楽会等を従来から土曜日の教育活動として取り組んでいるほか、教育センターでは、区立中学生を対象に生徒自らが学習の進捗状況と課題を学べる補習講座を、平成24年度からは夏季休業中に加え、一・二期の土曜日に7回実施している。

(2)学習指導要領で標準授業時間数が示されているが、現在小学校で年5日、中学校で年10日の土曜授業を実施することで標準以上の授業時間が確保され、基礎学力の向上をはじめとする教育活動を着実に進めることができていると認識している。土曜授業における学校公開は、児童・生徒の学習状況や学校の教育方針などを保護者や地域の方に理解いただく貴重な機会であり、命と心の授業や食育に関する授業等を保護者や地域の方が一緒に学ぶことで、子どもたちの学習に加えて、家庭や地域の教育力の涵養につながる面もあり、地域ぐるみで子どもの健全育成を進める原動力になると考える。

これらの点を踏まえ、子どもたちがさらに確かな学力を身に付け、生きる力を育む効果的な土曜授業の実施となるよう児童・生徒の学習の定着状況や教員の勤務態勢等さまざまな角度から検証を行い、実施日数を含め、本区独自の土曜授業について引き続き検討する。

中央区議会公明党

田中 広一 議員

☆ 若年者及び高齢者の就労支援を問う

問 厳しい雇用情勢の中、長期失業者の低年齢化が進み、総務省による25歳・34歳の長期失業者数は2011年時点で28万人、20年前の7倍の増。厚生労働省の調査によると、入社しても3年以内に離職する大卒者は、全産業平均で約30%にのぼる。若年者の就労支援の重要性について見解は。

区長 我が国の将来を担う若者が能力を発揮し働くことは、経済安定と活力ある地域社会の持続発展に欠かせない。国や都のほか、区による就労支援への取り組みが重要と認識。若年者対象の就職斡旋の取り組みをハローワーク飯田橋の協力を得ながら進めている。

問 人材不足に悩む中小企業と若者の雇用促進のため、未就職学卒者の就労支援事業「若年者・中小企業マッチングプログラム」を実施し、成果を上げているが(1)応募者で面接により研修が受けられなかった方等に対し、長期失業にならないよう支援体制が大変重要と考えるが。(2)30歳代も含めた対象年齢の募集枠拡大や事業の周知方法に一層の工夫を。

区長 (1)一人ひとりを丁寧に指導し、仕事とのマッチングを図るために定員があり、事業対象者以外にも早期就労への積極的支援が必要。今後は就職ミニ面接会等の案内送付のほか、面接指導や定着支援を行う国の新卒応援ハローワークの紹介など親切で丁寧な対応を行う。(2)今後は応募者数や企業の採用意向等を踏まえ拡大を検討。事業周知はハローワークや商工団体等の協力を得ながら積極的にPRする。問 定年後も働き続けられる環境整備は、高齢者人口が増加傾向の本

区でも重要な政策課題。41000もの事業所を擁することから、シルバーワーク中央における独自の求人情報の確保を。

区長 相談員を兼ねた就業開拓員3名を配置、求人開拓に努めた結果、昨年度1205人の求人を得、就職者は158人。清掃、保安業務の求人が多い中、求職者は事務職が多い結果と考える。今後は求人側ニーズの的確な把握と求職者への丁寧な説明に努め、就職者数の増加を図る。さらに多様な就職先確保のため、東京商工会議所中央支部の協力を得て、会員企業にシルバーク中央を紹介する取り組みも行う。

問 都やハローワークと連携して、

本区のさまざまな就労支援事業を総合的にまとめ、区民の皆様にとつてわかりやすく行きやすい所に、将来的に若い世代から高齢者まで対象の「中央区就労支援センター」を設置し、70歳就労社会の実現をさらに強力に推進すべき。

区長 70歳就労社会実現には支援体制のより一層の充実と、就労に関する一貫したサービスを常時提供する拠点設置が効果的。今後、労働関係機関や区等で構成する「中央区地域雇用問題連絡会議」で、総合的な就労支援センター設置を協議するほか場所も含め検討する。

☆ 保育所及び特別養護老人ホームの整備拡大を問う

問 今年度も私立認可保育所等の開設で約300人の定員数拡大を予定、次年度4月には待機児童解消のためさらに強力に拡大すべき。特に認可保育所のさらなる整備拡充を。

区長 待機児童増加は、乳幼児人口の増加と、同人口に占める保育の必要な割合がすべての歳児で前年度を上回ったことが要因。そのため、早期に新たな保育施設を開設する必要があるが、現在複数の民間事業者と新たな保育所開設に向け、

て具体的に協議中。待機児童解消への取り組みを引き続き進める。

問 転入者が多いため保育需要と多様なニーズが求められる。実情に合う保育の「質」の維持・向上を目指し、今後の国や都の示す方針や財政的支援を踏まえ、各保育事業の定員数拡大ときめ細やかで多様な保育サービスを実施すべきでは。

区長 保育定員の拡充を図るため、現時点では認可・認証保育所の開設に力を注ぎ、待機児童解消に取り組む。多様な保育サービス導入は国の動向を注視し今後設置予定の子ども・子育て会議で検討する。

問 (1)保育所整備は急務だが、中長期的な人口構成の変化を想定すると、保育所を特別養護老人ホームに転用する体制の構築が必要では。

区長 (1)内部改修により高齢者施設など他用途への転用は可能と認識。今後の保育所整備には、あらかじめ特別養護老人ホームなどへの転用も想定し、将来の内部改修がより容易となる整備方法を検討。(2)桜川敬老館移転後のスペースを活用する方向で検討中。



☆ 防災・減災対策を問う

問 各学校の体育館や多くの方が集まる公共施設の非構造部材の耐震化で、国や都の支援を活かしながら専門家による総点検及び対策を実施すべきでは。

区長 東日本大震災後、技術職員により区施設の総点検を実施。学校

体育館について、専門家による調査を実施。結果がまとまり次第、国・都の制度を活用し、適切な施設の維持保全に努める。

問 本区内の護岸は水門だけでなく、老朽化が考えられる直立護岸の総点検も実施の上で耐震化を進めるよう、都に強く要請すべきでは。

区長 都は東京防災会議が示した海溝型地震等の想定される最大級の地震に対する水門や護岸等の耐震性の検証を実施。検証を踏まえて昨年12月に策定された整備計画において、本区内は隅田川でスパー堤防を除く区間、港湾区域では晴海一丁目の護岸等で対策が必要とされ、都は平成33年までにすべて完了するとしている。区では早期の耐震対策を強く要請する。

問 (1)首都直下地震の被害想定の中で、上水道の故障率が68・5%。都に対し、2割しか完了していない上水道耐震継手管交換工事の早期実施を求めるべき。(2)給水施設の増設や応急給水など総合的に検討し、飲料水・生活用水の確保をさらに進めるべき。

区長 (1)上水道耐震化の一日も早い実現に向け、さまざまな機会を捉え都に働きかける。(2)今年度新たにスタンドパイプ23台を区独自に配備、千リットル車載用給水タンク6台を購入。今後ともさまざまな確保手段を講じ、万全な給水体制を築く。

問 民間建築物と特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、高額な費用や所有者の合意形成等へのこれまでの支援と、今後の耐震化実施への考えは。

区長 マンション管理組合等へは都と連携し個別訪問による啓発や状況把握に努め、区法律相談紹介など、状況に応じたきめ細かな対応を今後も推進。特定緊急輸送道路沿道建築物対象の都の助成制度は、平成27年度末に終了すること

から、所有者に個別の働きかけを強化。今後も国や都、中央区耐震促進協議会と連携しながら建築物の耐震化を進める。

日本共産党中央区議会議員団
加藤 博司議員

☆ 憲法9条と96条をめぐる動きを問う

問 (1)憲法第9条第2項「国の交戦権は、これを認めない」の削除は、日本を再び戦争できる国に作り替えることになるのでは。(2)9条は二度と戦争しないとの宣言、国際公約と考えるが。(3)国際紛争を戦争にさせないため、9条を生かし、軍事に頼らず道理に立った外交交渉で解決すべきでは。

区長 (1)広く国民の意見を踏まえ検討されるべき問題。(3)外交交渉により平和的に解決されるべきもの。

問 憲法第96条改定による憲法発議要件の緩和について見解は。

区長 国は十分な情報を提供し、丁寧な議論を積み重ね、最終的には国民の判断に委ねるべきもの。

☆ 安倍政権の経済政策(アベノミクス)を問う

問 「アベノミクス」の第1の矢である金融緩和は、庶民生活と中小企業経営を破壊するのでは。

区長 金融政策による景気回復効果が区内の中小企業に波及するには、もう少し時間がかかると考える。

問 第2の矢である財政出動は、財政破綻を一層深刻化させるのでは。

区長 歳出の無駄を最大限縮減とされている。

問 (1)第3の矢である成長戦略は、働く人を犠牲にする企業への規制緩和では。(2)国民総所得を増やし、「10年間で国民の平均年収を150万円増やす」の表現は不正確で国民に誤解を与えるのでは。(3)現在のデフレ不況への認識は。(4)内部留保の活用で従業員の賃金を増やせば、内需を増やし景気を良くする道につながるのでは。(5)労働法制の規制緩和はすべきでないと考えるが。(6)正規の職員・社員が当たり前の安定した雇用ルールが求められているのでは。

区長 (1)先端設備投資等の民間投資を喚起し、併せて若者の安定した就労環境づくりにも貢献。(2)成長戦略第3弾の骨子では「一人当たりの国民総所得を10年後には150万円増やす」と説明されている。(3)過度の円高等複合的な要因と認識。(4)内部留保の活用は企業の経営判断に係わるもの。(5)労働契約法改正は現在国で検討中。(6)労働に対する適正な報酬や処遇が図られるべきものと考ええる。

☆ 消費税増税と社会保障改悪を問う

問 国民の6〜7割が反対する消費税増税はキツパリと中止すべきと考えるが。区民や区内中小企業等に与える消費税増税の影響は。

区長 消費税率引き上げは経済状況等総合的に勘案して判断するとして国の動向を注視しながら、区民生活を守る立場で施策に取り組む。

問 (1)社会保障の改悪が区民生活に与える影響は。また、今必要なのは国民所得を増やすこと。政府に年金額の削減中止を求めるべき。(2)税金は所得や資産等能力に応じた負担の原則で集めるべきで、増税するなら富裕層から所得税の負担率を上げるよう求めるべきでは。

区長 (1)社会保障制度改革国民会議の中で議論が尽くされるべきものと認識。また、年金額削減は特例的に据え置いてきた年金額を本来の水準に戻すもので、中止の要望は考えていない。(2)国民の合意のもと、議論されていくべきもの。

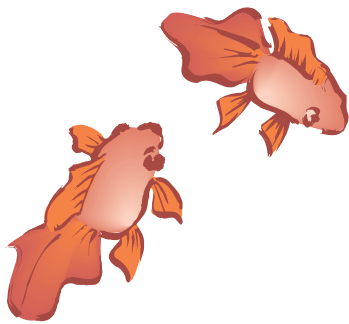
☆ 国民健康保険料を問う

問 (1)本区国保世帯の滞納割合が27・6%、全国平均の20%程度より異常に高いが。(2)高すぎる国保料を下げるため、国や都に減らされた補助金の増額を要求すべき。

区長 (1)都市部では非正規労働者や倒産等による離職者が多く、全国平均よりも高いと指摘されており、本区も同様な傾向にある。(2)国庫負担の一層の充実を図るよう全国市長会を通じて要望していく。

問 (1)区内の国保未加入者の把握状況は。(2)国保未加入者への対応は。(3)未納により保険証を喪失した加入者への対応状況は。

区長 (1)国保加入の届出がない限り他の健康保険の資格喪失がわからないため、正確に把握できない。(2)倒産等で離職し保険料の支払いが困難な方には、非自発的失業軽減制度による減額手続を案内し、納付相談に応じている。(3)短期保険証発行等、個々の事情に応じたきめ細やかな対応に努めている。



☆ 生活保護を問う

問 多人数の子育て世帯では生活保護費の削減幅が大きいが、削減の影響を受ける世帯の割合と総額は約5%。全世帯で総額約660万円

区長 40歳以下の多人数世帯の割合は約5%。全世帯で総額約660万円の減額。

問 (1)政府が進める見直しは、憲法第25条の生存権からみて大問題、見解は。(2)生活保護基準以下で生活している区民の実態把握と生活再建に向けた支援を行うべき。(3)生活保護基準の引き下げによる区民生活への影響は。

区長 (1)改正案は生活保護の適正な実施を図るためと認識。(2)全庁的

な把握に努め、就労支援等自立に向けた取り組みを進めている。(3)今回の基準改定では現受給者が対象外になることはない想定。今後区の独自事業で影響が出る場合は適切に対応する。

☆ 「子ども・子育て支援新制度」(新制度)を問う

問 (1)子ども子育て会議の設置は1年で準備できるのか。(2)入る保育施設により自治体の責任の取り方に差が出ることは不平等では。(3)利用者が直接施設と契約する施設も区が保育の実施責任を負うべきでは。(4)新制度では施設によって保育環境や保育条件に差が出るが。(5)現行の保育所最低基準は保障されるべき。(6)入所申請する前に受ける認定は、保育の必要性等保護者の状況だけでなく、子どもの状況を基本とすべきでは。(7)現行の公的保育制度を守っていくべきでは。(8)待機児童解消は認可保育所で図るべきでは。

区長 (1)保育の必要性の認定基準等の検討を進める国の動向を注視しつつ、都と連携を取り、対応できるよう取り組む。(2)(3)(7)新制度導入後も区が保育の実施主体で変わらない。(4)(5)(6)施設基準、認定基準については、国から示される基準に沿って適正に対応。(8)認可・認証保育所をバランス良く配置する。

問 区内の保育所に活用可能な未利用国有地・都有地は。

区長 国有地は国交省宿舍跡地が提示され、都有地の提示はない。

☆ 築地市場「移転」を問う

問 (1)都議選で日本共産党が躍進したことは、政府答弁の「消費者の理解を得ること」ができていないことの証明では。(2)土壌の浄化は不可能との環境学会の専門家の指摘は、政府答弁の「万全の対策がとれていない」ということでは。

議 案 等 の 審 議 結 果

〔○ 賛成
× 反対〕

議 案 名	説 明	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	区民クラブ	新生自民党	無所属	議決結果
○区長提出議案									
中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を災害派遣手当に含める。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区特別区税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充、延滞金の割合の引下げ等をするほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援法の施行に伴い、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立まちづくり支援用施設条例の一部を改正する条例	新たに区立月島一丁目まちづくり支援用施設を設置するほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行により改定された補償基礎額及び介護補償の額に準じ、補償基礎額及び介護補償の額を改定するほか、規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
中央区立日本橋中学校大規模改修工事（建築工事）請負契約	契約の相手方 萬世・ゼネラル建設共同企業体 契約金額 3億3,285万円	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
建物の購入について	契約の相手方 清水建設株式会社 契約金額 4億4,918万3,936円	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
建物の購入について	契約の相手方 月島一丁目、三、四、五番地区市街地再開発組合 契約金額 9億8,332万5千円	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
特別区道の路線の変更について	朝潮運河歩行者専用橋の整備に伴い、特別区道の路線を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
○議員提出議案									
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について	小栗智恵子議員の推薦に同意する。	×	×	○	×	×	×	×	原案否決
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について	原田賢一議員の推薦に同意する。	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
「軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書」の提出について		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
○その他									
人権擁護委員の候補者の推薦について	森川伸吾氏の推薦に同意する。	○	○	○	○	○	○	○	原案同意

委 員 会 活 動

平成25年4月～6月

企 画 総 務 委 員 会

▽（開会日）4／15、5／31、6／4・28
▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。
▽ 付託された議案の審査。

区 民 文 教 委 員 会

▽（開会日）4／17、5／31、6／6
▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

福 祉 保 健 委 員 会

▽（開会日）4／19、5／31、6／7
▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

環 境 建 設 委 員 会

▽（開会日）4／22、5／31、6／5・28
▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

議 会 運 営 委 員 会

▽（開会日）5／8・28・31、6／3・25・27
▽ 議会運営に関すること。

築 地 市 場 等 街 づ くり 対 策 特 別 委 員 会

▽（開会日）4／26、5／31、6／11
▽ 新しい築地及び再開発等まちづくりに関する理事者報告の聴取及び調査研究。

地 域 活 性 化 対 策 特 別 委 員 会

▽（開会日）4／25、5／31、6／10
▽ 地域振興、文化振興、観光振興及び地域経済活性化対策に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

少 子 高 齢 化 対 策 特 別 委 員 会

▽（開会日）4／30、5／31、6／12
▽ 子育て環境の整備及び高齢者対策に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

防 災 等 安 全 対 策 特 別 委 員 会

▽（開会日）4／24、5／31、6／13
▽ 防災、防犯、交通問題等児童生徒及び区民生活の安全に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

中 央 区 附 属 機 関 等 議 会
選 出 委 員 及 び 評 議 員

〔注〕 掲出は、各構成員の内、議会選出の委員・評議員です。

◇ 民生委員推薦会

鈴木 久雄 植原 恭子

◇ 国民健康保険運営協議会

原田 賢一 守本 利雄

◇ 青少年問題協議会

田中 広一

◇ 染谷 真人 瓜生 正高

墨谷 浩一 志村 孝美

◇ 都市計画審議会

河井 志帆 渡部 恵子

◇ 都市計画審議会

原田 賢一 中島 賢治

◇ 情報公開・個人情報保護審議会

原田 賢一 中島 賢治

◇ 消防団運営委員会

磯野 忠 木村 克一

◇ 都市整備公社評議員会

堀田 弥生 奥村 暁子

◇ 都市整備公社評議員会

田中耕太郎 守本 利雄

◇ 防災会議

原田 賢一 守本 利雄

◇ 国民保護協議会

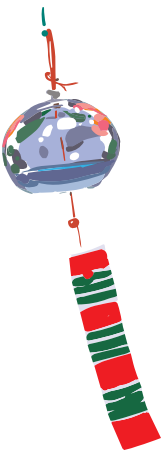
植原 恭子 守本 利雄

◇ 国民保護協議会

原田 賢一 守本 利雄

◇ 国民保護協議会

植原 恭子 守本 利雄



意 見 書 （ 要 旨 ）

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。なお、全文については、ホームページに掲載しています。

※ 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書

中央区議会は、政府に対し、左記の事項について適切な措置を講じるよう強く要請します。
一 M T B I のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。

《他2項目》
内閣総理大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣あて

区 政 に つ い て の 要 望 は
請 願 書 ・ 陳 情 書 で

区議会では、区政について皆さんからの意見や要望を、請願又は陳情として受け付けています。

そのうち、請願は、その内容によってそれぞれ所管する委員会で審査されます。そして、本会議で採択された請願は、区の仕事に関するものは区長等へ送付し、国や都の仕事に関するものは関係機関に意見書を提出するなど、その実現を要望し、問題の解決を図るよう努めています。

請願の提出時期
請願は議員の紹介により、いつでも提出できます。

なお請願は、2月・6月・9月・11月に招集される各定例会の会期中、最終の本会議の3日前まで（土・日・祝日を除く）に受理したもののについて、その定例会で所管の委員会に付託されます。

請願の書き方

◎請願の趣旨、理由、提出年月日、請願者の住所・氏名（法人の場合は、その名称と代表者の氏名）を書いて押印してください。（2人以上の人が請願する場合は、住所・氏名を書き、押印した署名簿を添えてください。）

◎請願の表紙に、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

陳情の取り扱い

陳情の提出時期、書き方は請願と同様です。なお紹介議員のいない請願については、陳情としての扱いになります。

提出・問合せ先

区議会議会局議事係 ☎（3546）5556